

【第6号議案】

滋賀県体育施設協会規約一部改正について

(顧問 等)

第9条 この協会に、顧問、参与を置くことができる。

(総会および理事会)

第10条 この協会に、総会および理事会を置く。

(総 会)

第11条 総会は、会員および役員で構成する。

2 総会は、会長が召集し、その議長となる。

3 総会は、毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

(総会の権限)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画ならびに予算および決算

(3) その他協会の業務に関する重要事項

(総会の定足数および表決)

第13条 総会は、構成員の総数の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員全員が、総会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時はこの限りではない。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、および理事で構成し協会の重要な業務について審議する。

2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

3 第13条の規定は、理事会に準用する。

4 会長は、理事会において審議すべき事項で、緊急を要し理事会を召集する暇のないと認めるときには、これを処理することができる。

5 会長は、前項の規定による処置については、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第15条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(負担金)

第16条 会員は、年額別表に定めた負担金を納付しなければならない。 (改正前)

↓

(改正後)

会員は、年額別表に定めた負担金を納付しなければならない。ただし、やむを得ず事業等中止した場合、予算の承認があれば次年度の負担金の納付を一時的に免除することが出来る。